



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ドリームインキュベータ  
代 表 者 名 代表取締役会長 堀 紘一  
(コード番号 4310 東証第1部)  
問 合 せ 先 執行役員 原田 哲郎  
(TEL 03-5532-3200)

### 株式交付型インセンティブ・プランの導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、役職員向けの新しい株式交付型インセンティブ・プランとして「役員報酬 B I P 信託」(以下「B I P 信託」という(注 1)(注 2)。)及び「株式付与 E S O P 信託」(以下「E S O P 信託」といい、B I P 信託とあわせて「本制度」という。)を導入することを決議し、B I P 信託に関する議案を平成 26 年 6 月 12 日開催予定の第 14 回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式交付型インセンティブ・プランの導入の目的

当社は、従来、役職員の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、かつ、優秀な人材を確保することを目的とするインセンティブ・プランとして、当社役職員に対しストックオプションとして新株予約権を付与しておりましたが、今回はその代替として、本制度を導入いたします(注 3)。

#### 2. 株式交付型インセンティブ・プランの概要

B I P 信託については(別紙 1)を、E S O P 信託については(別紙 2)をご参照ください。

以 上

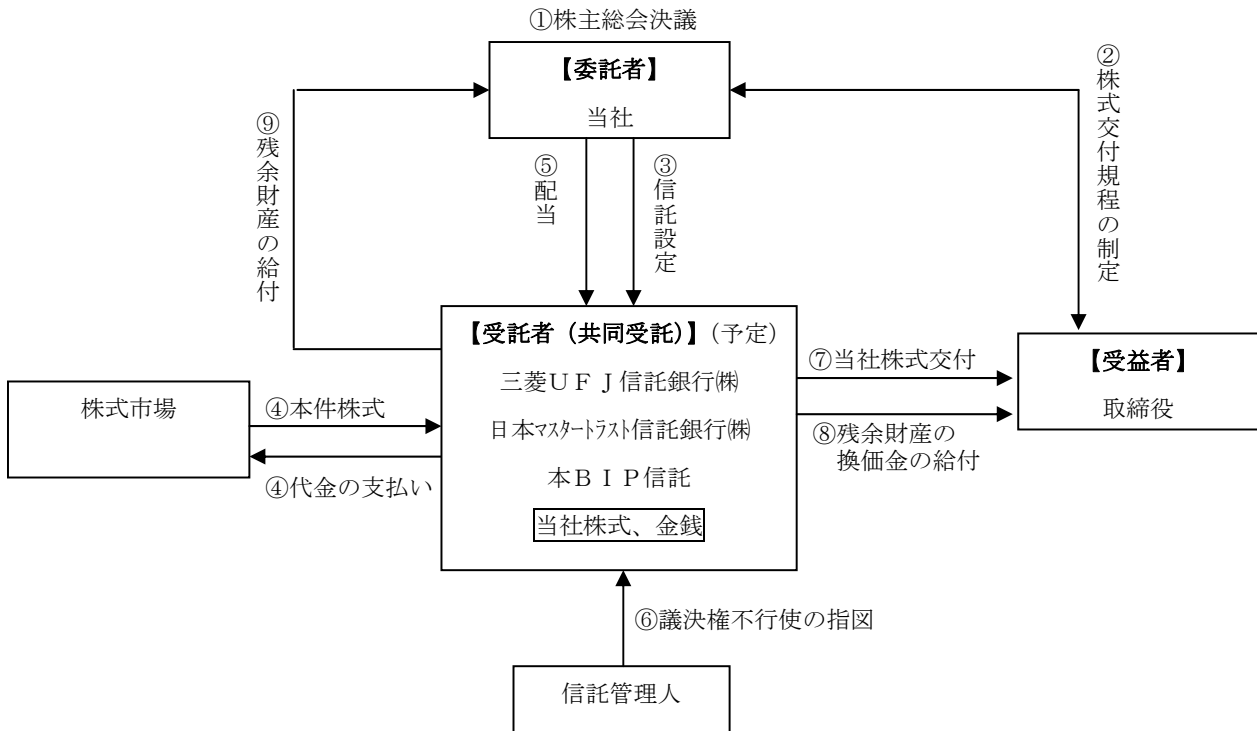
(注 1) B I P (Board Incentive Plan) 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績指標及び役位等に応じて取締役に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です。なお、B I P 信託の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

(注 2) B I P 信託®は三菱 U F J 信託銀行株式会社の登録商標です。

(注 3) 本制度は、ストックオプションとして新株予約権を付与する方法とは異なり、株式の希薄化が生じることはなく、また、現在の当社株価水準においては、ストックオプションよりも費用対効果が高いという特徴があります。

(別紙1)

## B I P 信託の概要



- ①当社はB I P 信託の導入に関して本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ②当社はB I P 信託の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①の総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本B I P 信託）を設定します。
- ④本B I P 信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本B I P 信託が取得する株数は、①の総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本B I P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本B I P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績指標及び役位等に応じて、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ）に一定のポイント数が付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に交付されます。
- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、本B I P 信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本B I P 信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

#### (1) 本B I P信託の概要

本B I P信託は、平成26年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、各事業年度の業績指標及び役位等に応じて当社株式を役員報酬として交付する制度です。

（※）下記(4)の本B I P信託の継続が行われた場合には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 本B I P信託の導入手続

本株主総会において、本B I P信託に拠出する金額の上限及び取締役が付与を受けることができる予定ポイント数（下記(5)に定める。）の1年当たりの総数の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記(4)の本B I P信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本B I P信託の対象者（受益者要件）

取締役は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時の累積ポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式について、本B I P信託から交付を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に当社と委任契約を締結している取締役であること（対象期間中に新たに取締役となった者を含む。）
  - ② 取締役を退任していること（※）
  - ③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
  - ④ 下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
  - ⑤ その他、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件
- ※ ただし、信託期間（下記(4)の本B I P信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の終了時において本B I P信託の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることとなります。

#### (4) 信託期間

平成26年7月31日（予定）から平成33年8月末日（予定）までの約7年間とします。

なお、対象期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本B I P信託を継続することがあり得ます。その場合、本B I P信託の信託期間を5年間延長するとともに、翌5事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対する月次ポイント数（下記(5)に定める。）の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に割り当てられた予定ポイント数の残高に相当する当社株式及び取締役に付与された月次ポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役に交付される株式数

信託期間中の最初の5年間(※1)の毎年7月に、同年3月末日で終了した事業年度(すなわち前事業年度)における業績指標及び役位等に応じて(※2)、取締役ごとに一定のポイント数(以下「予定ポイント数」という。)が算出され、割り当てられます。予定ポイント数を割り当てられた取締役には、その後3年間にわたり、取締役在任している限り、毎月末日に、割り当てられた予定ポイント数を36等分したポイント数(以下「月次ポイント数」という。)が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。なお、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

各取締役には、取締役退任時に、付与されていた月次ポイント数の累積値(以下「累積ポイント数」という。)に応じた株式が交付されます。取締役が退任した場合、当該取締役に割り当てられていた予定ポイント数は取り消され、それ以降、月次ポイント数が付与されることはありません。

※1 上記(4)の本B I P信託の継続が行われた場合には、信託契約の変更が行われた年の翌年以降の5年間とします。

※2 平成26年7月に割り当てる予定ポイント数については、同年3月末日に終了した事業年度における業績指標及び役位等を基準に予定ポイント数を決定します。

(6) 本B I P信託に拠出される信託金予定額及び本B I P信託から交付される当社株式の予定株数

当社は、本B I P信託に55百万円(※)の信託金を拠出することを予定しております。

※ 信託期間内の本B I P信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。なお、本株主総会においては、本B I P信託に拠出することのできる金額の上限を100百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本B I P信託に拠出できる信託金の金額は、かかる上限に服することになります。

上記の予定額は、現在の当社取締役の基本報酬及び賞与の水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

また、本株主総会においては、各取締役に割り当てられる1年当たりの予定ポイント数の総数の上限(なお、かかる上限は、各取締役に付与される月次ポイント数の合計の1年当たりの上限にもなる。)について、15,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。かかる決議がなされた場合、取締役が本B I P信託から交付を受けることができる当社株式の株数は、かかる予定ポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本B I P信託により取得する当社株式の株数(以下「取得株式数」という。)は、かかる1年当たりの予定ポイント数の総数に対象期間の事業年度5を乗じた数に相当する株式数(75,000株)を上限とします。

(7) 本B I P信託による当社株式の取得方法

本B I P信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金及び取得株式数の上限

の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本B I P信託内の当社株式の株数が信託期間中に各取締役の累積ポイントに対応した株数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の本株主総会の承認を受けた信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、本B I P信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 当社の取締役に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役が退任する場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイントに応じた数の当社株式について、退任後に本B I P信託から交付を受けることができます。ただし、信託期間(上記(4)の本B I P信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間)の終了時において本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることとなります。

(9) 本B I P信託内の当社株式に関する議決権行使

本B I P信託内にある当社株式(すなわち上記(5)により当社の取締役に交付される前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本B I P信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本B I P信託内の当社株式についての剰余金配当は、本B I P信託が受領し、本B I P信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役に対して給付されることとなります。

(11) 信託期間終了時の取扱い

信託期間終了時に剰余株式が生じた場合は、株主還元策として、信託期間(上記(4)の本B I P信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間)終了時に、本B I P信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| ②信託の目的   | 当社の取締役に対するインセンティブの付与   |
| ③委託者     | 当社   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））              |
| ⑤受益者     | 取締役のうち受益者要件を満たす者   |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）   |
| ⑦信託契約日   | 平成26年7月31日（予定）   |
| ⑧信託の期間   | 平成26年7月31日（予定）～平成33年8月31日（予定）                                    |
| ⑨制度開始日   | 平成26年7月31日（予定）<br>（平成26年7月31日から月次ポイント数の付与を開始予定）                  |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫信託金の予定額 | 55百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）   |
| ⑬株式の取得時期 | 平成26年8月1日（予定）～平成26年8月29日（予定）<br>（四半期決算期末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得   |
| ⑮帰属権利者   | 当社   |
| ⑯残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。          |

【信託・株式関連事務の内容】

- |         |   |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。      |

(別紙2)

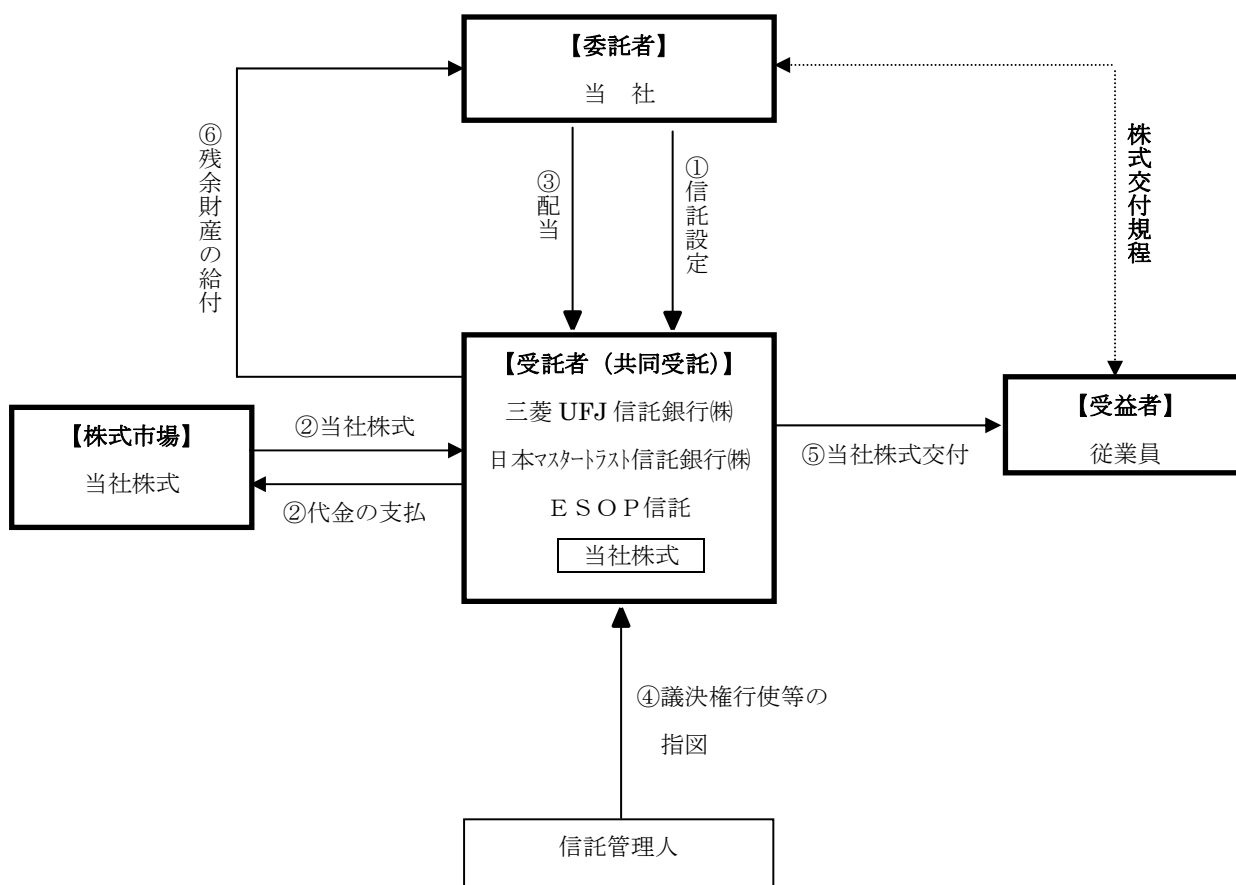
## 1. ESOP信託の概要

ESOP信託とは、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員のインセンティブ・プランの拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得（立会外取引を含む）します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の役位等に応じた当社株式を、退職時に従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤務意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意志が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

## 2. E S O P信託の仕組み



- ①当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とするE S O P信託を金銭で設定します。
- ②E S O P信託は上記①の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、株式市場から予め定める取得期間内に取得（立会外取引を含む）します。
- ③E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ④信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑤当社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員は、当社株式を受領します。
- ⑥E S O P信託の清算時に、受益者に株式交付された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※ 1. 受益者要件を充足する当社従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

※ 2. E S O P信託は、公益財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が、平成25年12月25日に公開した実務対応報告第30号に準じて会計処理します。



(ご参考) 信託契約の内容

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)                             |
| ②信託の目的   | 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブ付与                           |
| ③委託者     | 当社   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)            |
| ⑤受益者     | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者                                    |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)                                  |
| ⑦信託契約日   | 平成26年5月13日   |
| ⑧信託の期間   | 平成26年5月13日～平成33年8月31日 (予定)                             |
| ⑨制度開始日   | 平成26年7月31日   |
| ⑩議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。     |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫取得株式の総額 | 445,000,000円   |
| ⑬株式の取得日  | 平成26年5月14日～平成26年7月31日 (予定)<br>(なお、平成26年6月24日～6月30日は除く) |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 (立会外取引を含む)                                    |

【信託・株式関連事務の内容】

- |         |  |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社はE S O P信託の受託者となり信託関連事務を行います。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。          |

以 上